

第 5637 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月26日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 国税犯則調査手続の見直し

**Q**：平成29年の税制改正では、国税犯則調査手続の見直しが行われるそうですが、どのようなのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

平成29年の税制改正では、国税犯則調査手続が次のように改正されます。

- ①電磁的記録に係る証拠収集手続の整備  
差し押さえるべき物件が記録媒体であるときは、その差押に代えて、その記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複製、印刷又は移転の上、その他の記録媒体を差し押さえることができることとする。
- ②接続サーバ保管の自己作成データ等の差押  
差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、電磁的記録をその電子計算機等に複製した上、その電子計算機等を差し押さえることができることとする。
- ③記録命令付差押の整備  
電磁的記録の保管者等に命じて、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、その記録媒体を差し押さえることができることとする。
- ④通信履歴の電磁的記録の保全要請の整備  
差押又は記録命令付差押をするため必要があるときは、通信事業者等に対し、通信履歴の電磁的記録について、30日を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができることとする。
- ⑤差押等を受ける者への協力要請の整備

